

区長報告第十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、建物使用料等滞納分支払の請求に関する和解について、平成二十二年十一月十六日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十二年十一月二十五日

港区長 武井雅昭

建物使用料等滞納分支払の請求に関する和解

左記のとおり和解する。

記

一 当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

乙

二 事件の要旨

甲は、平成二十二年第二回港区議会定例会における議決に基づき、平成二十二年九月六日、乙に対して、甲が港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）に基づき、設置し、管理する東京都港区高輪一丁目十六番二十五号に位置する港区立住宅シティハイツ高輪六〇四号室の建物使用料及び共益費滞納分（平成十八年九月一日から同月三十日まで及び平成十九年二月一日から同年六月三十日までの使用分。以下「本件建物使用料等」という。）の支払並びに仮執行の宣言を求める民事訴訟を提起した。

三 和解条項

弁論手続の進行中、東京簡易裁判所から和解の勧告があつたので、次のとおり受諾することとする。

(一) 乙は、甲に対し、本件建物使用料等債務として、平成二十二年十月十五日の第一回口頭弁論期日時点で、百十一万七千七百七十五円の支払義務があつたことを認める。

(二) 乙は、甲に対し、平成二十二年十月二十八日に(一)の金員のうち二十八万円を支払い、甲はこれを受領した。

(三) 乙は、甲に対し、(一)の金員から(二)の金員を控除した残額を、次のとおり分割して、甲に持参し、又は送金して支払う。

ア 平成二十二年十二月から平成二十五年八月まで毎月末日限り、二万五千円ずつ

イ 平成二十五年九月末日限り、一万二千七百七十五円

(四) 乙が(三)アの分割金の支払を怠り、その額が合計五万円に達したときには、当然に(三)の期限の利益を喪失し、乙は、甲に対し、(一)の金員から既払済額を控除した残額を一括して支払う。

(五) 甲は、その余の請求を放棄する。

(六) 甲及び乙は、本件に関し、この条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(七) 訴訟費用は、乙の負担とする。